

## 農地法第4条提出書類一覧表

**□にチェックを入れ、締切日までに書類が揃わなければ受付できません。**

- 1. 申請書（1号様式） ..... 2通 町外者は住民票添付
- 2. 申請土地の登記簿謄本 ..... 2通 法務局
- 3. 位置図 ..... 2通
- 4. 付近見取図 ..... 2通
- 5. 字図 ..... 2通 法務局
- 6. 現況図（平面図・断面図） ..... 2通  
(申請地を含む周辺の現況がわかるもの)
- 7. 計画図（平面図・断面図）【縦・横 縮尺（1/100～1/200）】 ..... 2通
- 8. 配置図（建物配置図、土地利用計画図、雨水・排水経路図） ..... 2通
- 9. 建物平面図、立面図 ..... 2通
- 10. 資金計画書（残高証明書、融資証明書等含） 2通
- 11. 工事見積書 ..... 2通 建設業者
- 12. 水利関係承諾書 ..... 2通 水利組合長・区長
- 13. 土地改良意見書 ..... 2通 両筑、床島土地改良区
- 14. その他必要書類
  - (1) 同意書（所有権以外の権利者がいる場合） 2通
  - (2) 隣接者アンケート ..... 1通
  - (3) 担当委員確認書 ..... 1通
  - (4) 事業計画書・被害防除計画書 ..... 2通（個人住宅は不要）
  - (5) 水路道路占有許可書、公有財産の用途廃止、  
付替申請書等の写し ..... 2通
  - (6) 候補地比較検討表（3種農地の時は不要） 2通
  - (7) 住民票又は戸籍の附表（所有者登記住所と現住所が異なる場合） 2通

法人が申請する場合

- 1. 法人登記簿謄本又は定款（写） ..... 2通 法務局
- 2. その他必要書類 ..... 2通  
(5,000 m<sup>2</sup>以上は3部提出)

### — 申請書の提出から許可書交付まで —

※ **締切日 毎月25日（11月、12月、3月は15日）**

- ※ 町農業委員会 翌月10日前後
- ※ 県農業会議 翌月15日前後
- ※ 許可書交付 翌月末頃

(※日程は変更になる場合があります。)

## 農地法第5条提出書類一覧表

**□にチェックを入れ、締切日までに書類が揃わなければ受付できません。**

- 1. 申請書（1号様式） 2通 町外者は住民票添付
- 2. 申請土地の登記簿謄本 2通 法務局
- 3. 位置図 2通
- 4. 付近見取図 2通
- 5. 字図 2通 法務局
- 6. 現況図（平面図・断面図） 2通  
(申請地を含む周辺の現況がわかるもの)
- 7. 計画図（平面図・断面図）【縦・横 縮尺（1/100～1/200）】 2通
- 8. 配置図（建物配置図、土地利用計画図、雨水・排水経路図） 2通
- 9. 建物平面図、立面図 2通
- 10. 資金計画書（残高証明書、融資証明書等含） 2通
- 11. 工事見積書 2通 建設業者
- 12. 水利関係承諾書 2通 水利組合長・区長
- 13. 土地改良意見書 2通 両筑、床島土地改良区
- 14. その他必要書類
  - (1) 同意書（所有権以外の権利者がいる場合） 2通
  - (2) 隣接者アンケート 1通
  - (3) 担当委員確認書 1通
  - (4) 事業計画書・被害防除計画書 2通（個人住宅は不要）
  - (5) 水路道路占有許可書、公有財産の用途廃止、  
付替申請書等の写し 2通
  - (6) 候補地比較検討表（3種農地の時は不要） 2通
  - (7) 住民票又は戸籍の附表（所有者登記住所と現住所が異なる場合） 2通

法人が申請する場合

- 1. 法人登記簿謄本又は定款 2通 法務局
- 2. その他必要書類 2通  
(5,000 m<sup>2</sup>以上は3部提出)

### — 申請書の提出から許可書交付まで —

※ **締切日 毎月25日（11月、12月、3月は15日）**

- ※ 町農業委員会 翌月10日前後
- ※ 県農業会議 翌月15日前後
- ※ 許可書交付 翌月末頃

(※日程は変更になる場合があります。)